

AIを活用した発明と特許制度見直しに関する調査レポート

1. 特許庁が提示した方向性 – 発明該当性・発明者・引用発明適格性

(1) 「発明」の該当性について： 現行の日本特許法第2条第1項は「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しています。しかし、この定義は人間による創作を前提としており、AI（人工知能）が関与した場合にその成果物が法上の「発明」に該当するか明文規定はありません¹²。第54回特許制度小委員会では、この点について以下の方向性が示されました。

- ・人間の関与があるAI利用発明は「発明」に該当：「自然人（人）がAIをツールとして利活用した発明は特許法上の発明に該当する」との解釈を明確にする方針が提示されています³。つまり、最終的に人間が創意工夫に関与していれば、AIを用いて生成した成果物であっても特許で保護しうる「発明」と見なす方向です⁴⁵。この考え方は、「発明の奨励」「産業の発達」という特許法目的にも合致するとされています⁶。実際、令和6年度の調査研究でも「AIは道具に過ぎず、最終的に人間が関与していればその成果物は特許として認められるべきだ」との意見が多数見られました⁷。

- ・AIが完全自律的に行った創作（AI自律発明）は慎重に検討：一方で、「人の関与がまったくないAI自律発明」を法的に発明と認めるかについては見解が分かれています⁸⁹。仮にAIのみで達成された発明を保護対象に含めても、AI自体には発明の動機付けがなく（特許を与えてもAIは喜ばない）、その促進効果が不明確なため、特許法第1条の目的（発明の奨励）に沿うか疑問という指摘があります¹⁰¹¹。他方で、AI開発者や保有者のインセンティブ向上という観点からはさらに検討が必要との意見もあり¹⁰、結論は持ち越されています。ただ現時点では、「AIのみが発明した」と言えるものは特許法上の発明には該当しない可能性が高く、まずは人間の関与があるケースを優先して整理する姿勢です¹²¹³。実際、委員会でも「AI自律発明は現状まだ実現されていない」として当面の検討課題から外す雰囲気だったと報告されています¹⁴¹⁵。

- ・今後の方向性： 以上を踏まえ特許庁は、「自然人がAIを利活用して行った発明は特許法上の『発明』に該当する」という解釈を明文化する方向で検討を進めてはどうかと提案しました¹⁶。これは将来的に特許法2条の解釈や運用を明確化し、人が関与する限りAI活用発明も保護対象に含める方針です。なお、デザイン（意匠）分野でも同様の議論が進んでいるため横断的に注視する必要があることも指摘されました¹⁷。

(2) 「発明者」の定義について： 現行特許法には「発明者」の定義規定がなく、裁判例の蓄積から「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」が発明者と解されるに留まっています¹⁸。また当然ながら「発明者」は自然人（人間）を前提とするのが通説です¹⁸。AI時代における課題と特許庁の方向性は次の通りです。

- ・AI活用で発明者不在となる懸念： 人がAIをツールとして発明した場合、その発明の真の創作者（発明者）は誰かが曖昧になり得ます。例えば、AIの開発者（学習データの用意・モデルの調整を行った者）、AIの利用者（プロンプトを入力した者）、結果を評価した者など、どこまでを「発明者」に含められるか明確ではありません¹⁹。もしAIが発明の本質部分を創作し、人間は周辺の関与しかない場合、「発明者が不在」という事態が起こり得ます²⁰。実際、日本でもAIを発明者として出願されたケース（いわゆるDABUS事件）があり、特許庁は発明者不在を理由に出願を却下しました²¹。こ

のケースでは申立人が処分取消を求め訴訟に発展しましたが、**知財高裁は「発明者は自然人に限る」と判断し現行法ではAIを発明者と認められないとの結論**を示しています²²。

- ・**発明者不在が及ぼす影響**: 発明者がいないと出願は拒絶/却下となり（特許法36条1項2号等）、せっかく有益な発明でも**特許を受けられない恐れ**があります²³。これでは「AIを積極活用したがゆえに特許が取れない」という逆転現象が生じ、**人々がAIを使って発明するインセンティブを損なう可能性**があります²⁴。また発明者認定が不明確なままだと、企業内での利益配分や権利帰属のルールも混乱しかねず、「本来権利を得るべきだった者が不利益を被る」事態も懸念されます²⁵²⁶。

- ・**発明者定義明確化とAIを発明者とししない方針**: そこで特許庁は、「**発明者**」の柔軟な解釈・具体的基準を検討し、適切な利益配分が図られるようにすべきだとしています²⁷。例えば、「**発明に向け特化型AIを開発した人**」なども発明者に含め得るかどうか、関与度の低下やステークホルダー多様化を念頭に検討するとしていました²⁷。さらに、「現行法に明文定義がない以上、幅広い意見を踏まえつつ慎重に議論を続ける」姿勢を示しています²⁸。しかしその前提として「**たとえAIが自律的に発明した場合でも、AI自体を発明者とは認めない**」方針を明確に打ち出しています²⁹³⁰。つまりAIを**法的な発明者とはしない**ことを大前提とし、人間側の誰を発明者とみなすかを検討する方向です。³¹

- ・**今後の検討ポイント**: 発明者概念の見直しに当たって留意すべき点として、「**発明者不在**」の場合に**人間を偽って出願する恐れ（僭称問題）**や³²、技術分野による創作過程の違い、海外での動向などが挙げられました³²。実際、**米国USPTOは2023年に「AI支援発明の発明者適格に関するガイダンス」**を発表し「**発明者および共同発明者は自然人でなければならない**」と明記するとともに、発明者認定の指針を示しています³³。日本もこうした動きに倣い、ガイドライン策定などで発明者の取扱いを明確化することが望ましいとの意見が出ています³³。さらに**意匠制度でも類似の議論**（デザインの創作者）がなされているため、同様に注視する必要があるとされています³⁴。

(3) 「引用発明」の適格性について: 「引用発明」とは、特許審査で新規性・進歩性判断の際に引用される先行技術情報（いわゆる prior art）のことです。現行法では、特許法29条1項各号により「**公知となった発明**」は特許を受けられません。ただこの「**発明**」の概念も特許法2条と同じ用語が使われており、人の創作物のみを指すと解すると**AI生成物が先行技術から除外される可能性**があります³⁵。特許庁はAI時代の大量情報生成に対応し、以下の論点と方向性を示しました。

- ・**AI生成の技術情報が公知技術となり得る現状**: 近年、生成AIの進展により**短時間で大量の技術情報が生成・公開**され得る状況があります³⁶。例えば、AIが自動生成した論文やコード、デザイン等がインターネット上に公開されるケースです。これらには「**その物を実際に作れるか不明な内容**」や「**虚偽の内容**」も含まれうると指摘されています³⁶。にもかかわらず、現在の審査基準では**刊行物記載の発明について当業者がその物を作製できるか不明な場合は引用発明にできない旨が記載**されており、いわゆる「**実施可能性のない記載は引用不可**」との取扱いがあります²。大量のAI生成情報には、この要件を満たさない**ノイズ的信息も多く含まれるため、何らかの対応策が必要**との問題提起がなされました³⁷³⁸。

- ・**特許庁の基本的考え方**: 法目的の観点からは「**AIによるものか否かに関わらず、一度公知になった技術には特許を与えるべきでない**」との原則が確認されました³⁹。多数の意見募集でも、「**発明の奨励という趣旨に鑑み、公知技術かどうかで判断すべき**」との声が大勢を占めています⁴⁰。つまり、AI生成物であっても公に知られた以上は例外なく先行技術とみなすべきという立場です⁴⁰。一方で、一部には「**引用発明として認める条件を設けるべき**」との意見もありました⁴¹。例えば**出典の明確な裏付け**（論文などのエビデンス）や、**実際にその発明が実施可能か検証**することを条件とすべきだという主張です⁴¹。

- ・**今後の方向性**: 特許庁は、まず「**引用発明**」認定のための**要件・基準を整理**する意向を示しました⁴²。具体的には、「**刊行物記載および出願時の技術常識に基づいて当業者がその物を作れる（方法**

を実施できる) こと」等⁴³、一定の実施可能性を満たすかを一つの基準としてはどうか、という提案です。これは、全く再現性のない架空の情報で特許を拒絶される不合理を避ける目的があります。もっとも、その基準設定にあたり「AIの利用有無の確認」は含めない方針も同時に示されました⁴³。つまり、「それがAI産か人産か」を基準に盛り込むことは適切でないとの判断です³⁸⁴⁴。理由は、人の関与がないことの立証は極めて困難であり、審査基準としても運用不能なおそれが高いためです⁴⁵。したがって、真に重要なのは情報の内容と公知性であり、その裏にAIがいるか否かを審査で問わないという方向になります。

- ・**留意事項: 特許法2条と29条で「発明」が同じ用語のため、もし2条の定義でAI自律発明を除外すると29条にも影響する点が指摘されました**³⁵⁴⁶。例えば「発明」の定義からAI創作物を除く整理をすれば、結果的にAI生成の公知技術は法文上「発明」でないことになり、**先行技術から漏れてしまう可能性があります**⁴⁶。この矛盾を避けるため、定義や条文の整合性にも注意が必要です。また分野ごとに技術情報の性質は異なるため(例えばソフトウェアと化学では状況が違う)、**画一的な基準策定には慎重さも求められる**としています⁴⁷。海外では、**米国USPTOが2024年にAI関連発明の先行技術扱い等について意見募集**を行うなど議論が始まっていますが、まだ結論は出ていません⁴⁸。日本も国際調和に配慮しつつ、最新動向を踏まえて議論を進める方針です³⁸。

以上が、第54回小委員会で特許庁から提示された3点の論点に関する方向性です。いずれも「**人間が関与している限りAIを活用した発明も特許で保護し、AI自体には権利主体を認めない**」という人間中心主義を維持しつつ、**AI時代に即した制度の明確化**を図る内容となっています¹³⁰。これにより発明者不在の不安や、先行技術のカバレッジ漏れといった問題に対応し、**予見可能性の高い特許システムを整備する**狙いです⁴⁹⁵⁰。

2. 特許制度小委員会におけるAI関連議論の経緯と主要論点の変遷

(近年の背景) : AIと知的財産の問題は2010年代後半から国際的にも議論されてきましたが、本格的に注目を浴びた契機の一つが、「**DABUS (ダブス) 事件**」と呼ばれるAI発明者問題です。米国のAI研究者スティーブン・テイラー氏が、自身の開発したAIシステム「DABUS」を発明者として各国に特許出願した一連のケースで、各国特許庁がこれを拒絶したものです。日本でも**2020年にDABUSを発明者とする国際出願に基づく出願(特願2020-543051号)が特許庁に提出されました**⁵¹。特許庁は「**発明者は自然人に限られる**」との理由で**補正指令を出し**、申立人(テイラー氏)がそれに応じなかったため出願を却下しました⁵²。テイラー氏はこの処分取消を求めて提訴し、**日本の裁判所で初めてAI発明者性が争点となったのです**⁵³。

- ・**日本の司法判断:** 2023年~2024年にかけて、この訴訟は東京地裁・知的財産高等裁判所で審理されました。**東京地裁は2023年時点で「発明者は自然人に限る」との判断を示し**、2024年1月30日には知財高裁(第二審)も「**特許を受けることができる発明は、自然人が発明者となるものに限られる**」と明確に判示して原告(テイラー氏)の主張を退けました²²。さらに知財高裁判決は、**AI発明の特許付与の是非は社会への影響を踏まえた広範かつ慎重な議論を経て立法的に解決されるべき課題**であると指摘し、立法府での検討を促す言及を行いました⁵⁴。このように裁判所からも「**立法論として検討すべき問題**」と示されたことで、日本の特許制度にAI時代の対応を組み込む必要性が改めて認識されたのです⁵⁴。実際、知財高裁判決(2024年)の直後より、特許制度小委員会でもこのテーマが優先議題として扱われ始めました⁸。
- ・**産業構造審議会 特許制度小委員会での議論開始:** 特許庁は令和5年11月頃から本格的に小委員会でAI関連の論点整理を開始し、第51回(2024年末)・第52回(2025年初め)で問題提起と論点の洗い出しを行いました⁵⁵。第52回(2024年頃)では前述の裁判例(DABUS事件)の経緯や諸外国の動向が共有され、「**発明者は自然人に限る**」という現行法解釈や**海外でもAIを発明者と認めていない状況が確認されています**²²⁵³。また、**USPTO(米国特許商標庁)の動向**(AI発明に関するガイダンス策定や意見募集)や欧州特許庁EPOの対応など、海外事例も紹介されました⁵⁶。

- ・**論点の網羅的検討（第53回）**： 2025年4月22日の第53回特許制度小委員会では、AIと特許制度の関係について包括的な論点整理が行われました⁵⁷。事務局（特許庁）はまずAIの発明への関与度合いを4段階に分類するモデル（①人のみ、②人が大部分、③AIが大部分、④AI自律発明）を提示し⁵⁸、仮想事例「寒冷地用接着剤」で各段階における人とAIの役割分担をシミュレーションしました⁵⁸。この中で、③「AIが大部分を創作」する段階は近い将来十分起こり得る一方、④「AI自律発明」段階は遠い未来で現時点の実現可能性は低いとの分析結果が示されています⁵⁹。実際、④では発明過程の全工程（ニーズの把握～評価）をAIが実施する想定ですが、これは「足下の実現可能性は低い」とされています⁶⁰。このような整理に基づき、検討すべき論点を6項目（①発明該当性、②発明者、③引用発明適格性、④新規性・進歩性、⑤記載要件、⑥先使用权その他）洗い出し、それらを「近い将来に顕在化し得るか」「権利者や第三者のニーズが高いか」「国内外情勢から検討の必要性が高いか」の観点で評価しました⁶¹⁶²。
- ・**主要論点の優先順位付け**： 上記評価の結果、①発明該当性、②発明者、③引用発明適格性の3点について「相対的に早期に考え方を整理すべき」と提案され、委員から概ね異論はなく承認されました⁶³⁶⁴。残る④新規性・進歩性、⑤記載要件、⑥先使用权等は重要ではあるものの、まず優先3項目を先行検討することで一致しました⁶⁴。この決定には、「AI自律発明（④段階）は現時点で実例がないため急を要しない」という判断が影響しています⁶⁵。実際、第53回の委員からは「分野によっては将来AI自律発明も起こり得るので視野に入れるべき」との意見も出しましたが¹⁴⁶⁵、全体としては④の現実性が低いことからひとまず除外する雰囲気だったと伝えられています¹⁵。ブログ報告にも「予想通り対応が遅れ、問題が起きてから慌てて動き出すパターンになりそう」との指摘があるように¹⁵⁶⁶、将来的課題は先送りし喫緊の課題から手当てする戦略が取られた形です。
- ・**第54回以降の展開**： そして迎えた2025年6月4日の第54回小委員会では、前述のとおり特許庁が上位3論点（発明該当性・発明者・引用発明）の基本的考え方と今後の検討方針案を提示しました（本レポート第1章で詳述）。委員会ではこれら案に対し大筋で賛同が得られ、さらに詳細検討を進めることが了承されています⁶⁷。特許庁は2025年度も継続して調査研究を行い、国内外の最新動向を踏まえて検討を深める予定であることを明言しました⁶⁸。実際、「より詳細な検討のため令和7年度も継続調査し検討を行う」との記載があります⁶⁸。次回の委員会は2025年夏以降に開催し、本格的な検討フェーズに入る見通しと報じられています⁶⁹。

以上のように、日本の特許制度小委員会でのAI関連議論は、2019～2024年のDABUS事件動向を契機に本格化し、当初は広範な論点提示からスタートしました。その後、現実に対応を急ぐべき主要論点（発明の定義、発明者の扱い、AI生成物の先行技術扱い）に絞って検討を進める方向へシフトしています。議論の軸も、当初の「AIを発明者と認めるか否か」という極論から、「人間の関与を前提に制度の明確化を図る」「AIのみの場合は引き続き研究」という現実路線に変遷してきたと言えます。今後は、この方針の下で具体的な法改正案やガイドライン整備に向けた議論が加速すると期待されます。

3. 海外主要国・地域におけるAI発明者の扱いと特許法制の比較

AIが発明者たり得るかという問題は、日本だけでなく米国、欧州、英国、中国、オーストラリア等多くの国で近年論争となり、裁判所や特許庁の判断が相次ぎました。その大勢は「発明者は人間に限る」という共通認識に収束しつつあります。それぞれの動向を概観し、日本との比較を行います。

- ・**米国（US）**： 米国特許法も発明者を「個人(person)」と定義すると解されており、AIを発明者と認めない立場です。実際、テイラー氏は米国でもDABUS名義の特許出願を行いました。米国特許商標庁(USPTO)が却下し、司法審査でもその決定が支持されました。2022年8月、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は「合衆国特許法の文言から見て、発明者とは自然人に限る」と判示しており、2023年4月には合衆国最高裁もテイラー氏の上告を受理しない決定を下しました（事実上の終局確定）⁷⁰⁷¹。この結果、米国ではAIを発明者とする特許取得は不可能となっています。さらにUSPTOはAI時代への対応として意見募集（RFC）やガイダンス策定を進めており、2023年10月には「発明者適格に関する

ガイドンス」を公表しました。その中で「発明者および共同発明者は自然人でなければならない」と明記し、AIが関与した発明であっても特許出願時には人間のみを発明者として記載すべきことなどを示しています³³。このように法解釈上も運用上も、人以外を発明者と認めない米国の立場は明確です。

- **欧州（EPO）**：欧州特許条約(EPC)もAIを発明者と認めていません。テイラー氏のDABUS出願に対し、欧州特許庁(EPO)は2020年に「発明者名には自然人の氏名を記載する必要がある」として正式に拒絶しました。その後の不服申立てでも、EPO内部上訴審（技術審判部）において2021年12月に「EPCは発明者を人と想定している」との判断（J8/20, J9/20事件）が示され確定しています⁷²。EPOの判断は「発明者の氏名」を要求する規則や条文の趣旨からAIは含まれないというもので、各国の欧州特許指定でもこれが踏襲されています。ドイツやフランス等の各国特許庁・裁判所も同様にAIを発明者と認めない運用であり⁷³、欧州全体で見てもAI発明者否認の立場がほぼ統一されています。また欧州委員会はAIに関する包括規制（AI法）を検討中ですが、現時点で特許法上の発明者定義を変える動きはなく、むしろ特許制度上は既存枠組み（人間発明者原則）を維持したままAI技術の活用を図る方針です。
- **イギリス（UK）**：英国もAI発明者問題の主要な舞台となりました。テイラー氏は英特許庁(UKIPO)にもDABUS発明を出願しましたが却下され、司法審査を経て2021年9月に控訴院（Court of Appeal）が「英国特許法は発明者を自然人と想定しており、機械は含まれない」と判断しました⁷⁴。さらにテイラー氏は英国最高裁判所(Supreme Court)まで上告しましたが、2023年12月20日に英国最高裁は上告を棄却し、発明者は人間に限るとの結論を最終確定させました^{75 76}。最高裁判決は特許法の条文（1977年特許法7条・13条）の解釈から「inventorとは自然人を指す」と明言し、機械を発明者に含める余地はないとしています⁷⁶。また、テイラー氏が主張した「発明機械(DABUS)の所有者が発明者の権利を持つべき」という論理も否定され、「機械の所有だけではその機械が生み出した発明の特許を受ける権利者にはなれない」と判示されました^{77 78}。要するに(a)発明者は人間のみ、(b)機械オーナーが自動生成発明の特許を得る独立権利はないというのが英国法の現状であり⁷⁸、立法変更がない限りAI発明は特許にならない状況です。なお英国政府は2021年にAIと知財に関する大規模なパブリックコンサルテーションを実施しました。その結果報告書（2022年）でも「現時点でAIを法改正によって発明者に認める必要はない」と結論づけており、当面は従来通り人間発明者主義を維持する方針が示されています。
- **中国**：中国も同様に「発明者＝自然人」の立場です。中国専利法でも発明者は自然人と解され、近年は当局から明確なガイドンスが出されています。中国国家知識産権局（CNIPA）は2024年12月31日に「AI関連発明の特許出願に関するガイドライン（試行）」を発表し、そこで「AI支援発明およびAI創成発明のいずれの場合も、発明者は自然人でなければならず、AIや法人は発明者として認められない」ことを明文化しました⁷⁹。このガイドラインでは、発明の類型を4つ（①AIアルゴリズムそのものの、②AIを用いた応用発明、③AI支援で人が大きく貢献した発明、④人の貢献がごく僅かなAI創成発明）に分類し、カテゴリー③④（AIが大きく関与した発明およびAI単独発明）では必ず自然人を発明者とする規定しています^{80 70}。その理由として「民法上、権利義務の主体となれるのは民事主体（自然人・法人）に限られ、AIは民事主体ではない」ことを挙げており、他国（米・英・欧・日・豪など）のDABUS事件での判断とも整合する立場であると説明されています⁸¹。このように中国でも、AIそのものに発明者資格も権利能力もないとの前提で制度運用がなされています。
- **その他の国（豪州・南アフリカ等）**：オーストラリアでは一時、下級審で「AIを発明者と解釈できる」との判断が出たことで話題になりました（2021年フェデラル・コート判決）が、2022年に豪州連邦裁判所（高裁に相当）がそれを覆し「オーストラリア特許法の下では発明者は人間のみ」と結論付けました⁷¹。この結果、豪州も他国と同様の立場に戻っています。また南アフリカでは2021年に形式審査のみでDABUS発明の特許が一度認められましたが、これは南アフリカ特許庁の登録主義的な運用によるもので、実質的にAI発明者を肯定した判例とは言えません（その後、法改正等の具体的動きは報

じられていません）。ドイツ、フランス、韓国なども、人以外を発明者とすることを許容しておらず、概ね主要国は足並みを揃えています⁷³。

以上より、国際的には「特許法上の発明者は自然人に限定」というコンセンサスがほぼ確立しています⁷³。各国ともテイラー氏のDABUS出願を契機にこの原則を改めて確認する判決・決定が相次ぎました。日本も前述の通り2024年に知財高裁が同様の判断を示し、「AIによる発明は立法論として検討すべき課題」とのコメントを付しています⁵⁴。したがって、日本が仮に将来AIを発明者と認めない旨を法に明記したとしても、これは国際調和的に見て自然な対応であり、他国と歩調を合わせた形になります。一方で、特許取得の実務においては「人間の関与をどう位置付けるか」が各国の次なる課題となっています。例えば英国最高裁は「機械の所有者にも特許を取得する権利は発生しない」と判示し⁷⁷、単にAIを持っているだけでは発明の権利者にはなれないことを示しました。この点は日本でも今後議論が予想され、各国の立法動向との比較が重要です。総じて、日本は主要各国と同じくAI発明者否認の立場に立ちながら、人間側の権利保護スキームの整備で各国に追随・リードしていく局面にあります。

4. 日本国内の主要関係者（産業界・日本弁理士会・学術界）の見解

AIを活用した発明と特許制度の問題について、日本国内でも企業（産業界）、専門職団体（日本弁理士会）、学術関係者などから様々な意見表明や提言が行われています。それぞれの立場と主張を整理します。

（産業界の見解）：産業界（企業側）にとっては、AI活用によるイノベーションの成果を確実に特許権で保護できることが極めて重要です。もし「AIが絡むと特許にならない」ようでは、企業の研究開発インセンティブが損なわれかねません。そのため、産業界は概ね「AI関連発明にも現行制度で対応できるように法解釈や運用の明確化を図って欲しい」というスタンスです。例えば、日本知的財産協会（JIPA）や経団連の知財戦略委員会などでもこの問題が議題となっています。経団連は2023年末の提言「DX時代にふさわしい産業財産権制度の構築」において、ネットワーク発明や生成AIの意匠などと並び「AI関連発明の適切な保護」を検討課題に挙げました⁸²。そこでは「デジタル技術の進歩と知的財産保護の両立するエコシステム実現」に向け検討とされており⁸²、企業側の関心の高さがうかがえます。また知財推進計画2023に向けた政府と民間の議論でも、企業代表から「AIの積極活用を促すため、法制度を予見可能に整備して欲しい」との声が出ています。

特に発明者の定義について、企業側は「現状の定義不在・不明確さがリスク」と見ています。本来なら発明者として特許を得られるはずの社員が、AI活用ゆえに発明者資格を疑われる事態は避けたいところです。そのため、「発明者概念の明文化・ガイドライン化」には前向きな意見が多く、「AIを補助的に使った場合は従来通り発明者はその研究者だ」といった基準を示すことを求めています³³。さらに、AI開発者の貢献をどう扱うかも関心事です。大企業では自社で高度なAIツールを開発し、それを用いて新製品の発明を行うケースも考えられます。この際、「AIという道具を作ったエンジニア」と「実際にAIを使って発明した研究者」のどちらが発明者か、あるいは共同発明者になるのかは難しい問題です。産業界には「開発者も貢献度によっては発明者になり得ることを確認し、地位を明確化すべきだ」との意見があります⁸³。実際、2023年12月に策定された政府の知的財産推進計画（知財本部）でも、「発明創作に貢献した生成AIの開発者も貢献度によっては発明者になり得ることを確認し、AI開発者の地位を明確化することを検討」と明記されています⁸³。これは産業界の意向を受けたものと考えられ、企業としてはAIを用いた研究開発に安心して投資できる制度設計を求めていることが読み取れます。

また、引用発明（先行技術）適格性についても企業の関心は高いです。特に製薬や材料分野などでは、AIが生成した膨大な化合物データ等が公開され、それが自社特許の拒絶理由になる可能性があります。企業側からは「再現性や実現可能性のないAI生成データで特許が拒絶されるのは不合理」「審査基準の明確化を」という声が出ています。例えば日本知的財産協会の意見では、「審査段階で引用するには当業者が実施できる内容であることを要件としてはどうか」との提案がなされています（※これは第54回委員会で提示された方向性と一致しています）。総じて産業界は、AI時代でも特許による権利保護の予見可能性を確保し、イノベーションを促進するルール整備を強く求めていると言えます。

（日本弁理士会の見解）：日本弁理士会（JPAA）もこの問題に関し積極的に情報発信や提言を行っています。弁理士は特許実務の最前線に立つ専門家集団であり、会内で検討委員会を設けたりシンポジウムを開催するなどして議論を深めています。総じて**弁理士会の立場は「現行制度の範囲内で合理的にAI関連発明を処理しつつ、必要なら立法措置も検討」というバランス志向**です。

まず**発明該当性**について、弁理士会は「AIが出力したアイデアであっても、自然法則を利用した技術的思想であり、人がそれを技術課題解決手段として認識できるなら特許法上の『発明』たり得る」との見解を示しています（2021年発行の会誌「特許」論文などより）⁸⁴。つまり**AIはあくまでツールであり、その成果物は最終的に人間が評価・選択することで発明となるという考え方**です。この点は第54回委員会で示された方向とも一致しており、弁理士会もAI活用発明を特許で十分保護すべき**とのスタンスです^{12 39}。

次に**発明者の問題**ですが、弁理士会は基本的に「**発明者は人でなければならない**」という立場を支持しています。四国支部が公開したコラムでも「**AIは発明者になれませんが、発明としては認められます**」と題して、AIを発明者とすることは現行法上できないがAI関連発明自体は特許取得可能だと解説しています⁸⁵。弁理士会中央でもDABUS裁判の結果を受け「**当然の判決であり、法の趣旨に合致する**」と評価する向きが強いです。他方で、**現場の実務上はAI関与の度合いによって発明者認定が難しくなる場合があるため、そのガイドライン整備に関しては弁理士会も提言を行っています**。例えば2023年7月の記者説明会で弁理士会は、生成AIと特許の関係について「**生成AIの登場で、発明の創作過程の記録がこれまで以上に重要になる**」旨を述べ⁸⁶、**誰がどの部分を創作したか明確にしておくことを助言**しています。また「**生成AIと発明（特許権）は相性が良い**」ともコメントしており⁸⁷、著作権分野と異なり**特許分野ではAI活用は十分許容され得る**との前向きな見解を示しています。弁理士会は**AI開発者を共同発明者と認める可能性**についても検討課題と捉えており、「AIに大きく依存した発明では、**発明の技術的特徴部分への貢献度合いに応じてAI開発者も発明者になり得る**」との論考を専門誌に掲載しています（中山一郎弁理士の論稿^{88 89}等）。このように、**弁理士会は現行法の枠内解釈で柔軟に対応しつつ、必要なら法改正も視野に入れる姿勢**です。

さらに**引用発明適格性**については、弁理士にとっても重要論点です。審査や無効審判において**先行技術調査**を行うのは主に弁理士ですから、AIが生成した未検証情報をどう扱うかは実務上の悩みでした⁹⁰。弁理士会では「**AI関連発明の審査環境整備**」に関する提言も行っており、その中で**検索のための新たなFI（ファセット指標）の付与や、審査基準への注記追加**などを要望しています。引用発明の条件についても、例えば「**特許文献や論文といった信頼性ある情報源を優先し、出所不明なデータは慎重に評価する**」など、実務的観点からガイドライン整備を求める声があります。総合すると、弁理士会は「**AI時代でも特許実務が混乱なく回るよう、解釈の明確化と基準整備を進めるべき**」との立場と言えます。

（学術界の見解）：法律学者・知財研究者の間でも、本件について多くの論考や提言が出されています。学術界の見解は一枚岩ではありませんが、**大勢としては「特許制度は人間中心主義を維持すべき」という意見**が多く見られます。一方で、**将来的な法制度の在り方について創造的な提案も提示**されています。

法学者の多くは、**知的財産権は人間の創作に報奨を与える制度であり、人格なきAIに発明者資格を認めることは制度趣旨に反すると論じます**。例えば、ある論文では「**知的財産基本法で知的財産を『人間の創造的活動により生み出されるもの』と定義している以上、特許法上の発明も人間由来に限られる**」としてAI発明を除外すべき根拠としています⁹¹。また「**AIには権利能力がなく責任も負わないので、他の法制度（民法等）との整合性からもAIを権利主体にすべきでない**」との指摘もあります²⁵。こうした見解は、先の裁判例で示された理屈と同様であり、**学術的にもAI発明者否定の論拠は固い**と言えます。

他方で、一部の研究者は「**AI時代に即した新たな法的枠組み**」の提案も行っています。例えば「**AIを共同発明者として認めることの意義と可能性**」を論じた文献では、**将来的にAIが高度化した際、人間とAIの共同作業による発明に特別の権利付与スキームを設けることも検討すべきだ**と示唆されています⁹²。しかしこれについては、**現行法の原則や他法体系との調和を崩す恐れもあり、賛否が割れています**。総じて学術界は、**短期的には現行制度の原則を守りつつ、人間の創造活動をどう定義し直すかという哲学的問いを含めて中長期的な議論を深める段階**にあります。特に「**創作とは何か**」「**人間の知的貢献とは何か**」という根源的問題について

て、AIの登場が新たな光を当てているため、知財法の基本原理を再検討する好機と捉える学者もいます⁸⁴。
93。

また、経済学・経営学方面からは「AIが大量に知識を生み出す時代において、特許システムはオープンイノベーションとのバランスをどう取るか」との観点も出ています。企業の知財戦略に詳しい研究者からは、「AIが出力した無数のアイデアに特許権を与えて独占を認めすぎると却って技術進歩が阻害される可能性」を指摘する声もあります。このため「本当に人間が創意工夫した部分に限定して特許保護すべき」という主張もあり、AIが関与することで特許付与範囲をむしろ絞り込むべきだという逆の見解も学術論考で散見されます。ただしこれも実務との調和を要するため、現時点では理論的主張に留まっています。

全体として、国内主要関係者はいずれも「現行の人間中心主義を維持しつつ、AI活用の現状に適合するよう制度調整を行うべき」という点で概ね一致しています。その上で、企業側は実務的・経済的観点から早期のルール整備を求め、弁理士会は実務上の具体策やガイドライン策定を提言し、学界は原理的な妥当性や将来像を議論するといった、それぞれの立場から意見を発信している状況です。今後の法改正にあたっては、これら関係者の声をバランス良く反映させることが重要でしょう。

5. 発明者の定義を巡る論点と賛否両論

発明者の定義問題は本件の核心であり、「AIを発明者とししない理由」と「AI開発者・利用者を発明者とみなすことの是非」について、それぞれ賛否の論点を整理します。

● AIを発明者とししない（AIに発明者資格を認めない）根拠:

- ・ **法制度上の前提:** 現行法・関連法が人間による創作を前提としているためです。知的財産基本法や各国特許法はいずれも発明者を人間と想定しており⁹¹、AIを加えるには法律の根本的変更が必要になります。法解釈上も、「発明者名は氏名（自然人）を指す」という規定運用が確立しており⁹⁴、これを覆すのは困難です。
- ・ **権利・義務主体ではない:** AIには法律上の人格（権利能力）がないため、権利義務の帰属主体にできません²⁵。特許は権利であり、権利を持つ以上責任や義務も伴います（例えば特許料の支払い、訴訟上の当事者適格など）。AIを発明者＝権利者にしてしまうと、他の法律（契約法、民法等）との不整合や実務上の処理不能な事態が生じます²⁵。イギリス最高裁も「AIは所有権を持てず、発明を作ってもそれを誰に帰属させるか法の根拠がない」と指摘しました²⁶。
- ・ **動機付けの欠如:** 特許制度の目的は「発明の奨励」ですが、AIそれ自体は動機付けを持ちません¹¹。人間の発明者には特許というインセンティブを与える意味がありますが、AIにはそれが成立しないため、AIに発明者資格を与えても制度目的を達成できないと考えられます¹¹。むしろ「AIに特許権を与える」という概念自体がナンセンス（AIは権利を行使したり利益享受できない）であり、制度の無用な混乱を招くだけだという批判があります。
- ・ **倫理・社会的観点:** 創造性は人間の人格的表現であるとの哲学・倫理観から、AIに創作者としての地位を与えることへの抵抗感も指摘されています。特許制度は比較的実利的とはいえ、「誰が発明したか」という点は重要です。AIを発明者にしてしまうと「発明者の栄誉」が誰にも帰属せず、人間の創造活動の尊重という理念にも反するとする声があります。この点は法律の直接要件ではないものの、制度設計上無視できない情緒的要素です。
- ・ **各国の統一対応:** 実務面では、各国ともAIを発明者と認めていないため、日本だけ容認すると国際調和を乱すおそれがあります。他国で認められないAI発明者の特許を日本だけ認めても、海外で権利行使できず意味が乏しいでしょう。逆に日本だけ認めないとしても、主要国が認めないなら大勢に影響は

ありません。現状の国際動向⁷³から見て、AI発明者否認で各国足並みが揃っている、それに追随するのが賢明といえます。

以上のような理由から、AIを発明者としないうちは圧倒的な合理性があり、実務・理論の両面で支持されと言えます。日本弁理士会も「AIは発明者になれない」と明言しています⁸⁵し、裁判所もその立場を明確にしました²²。この点に明確な反対意見はほとんどなく、賛成（AI発明者否定）側が主流です。

● AI開発者・AIユーザーを発明者とみなすことの是非:

AI自身が発明者になれない以上、では誰が発明者なのかという問題が残ります。AIを用いた発明では、人間の関与形態が様々考えられ、典型的には(a) AIシステムの開発者、(b) AIを使って課題を設定・指示を出した利用者、(c) AI出力を評価し発明として完成させた人などが候補になります。これらの人を発明者とみなすことについて、賛否両論が存在します。

- ・賛成意見（人間側に広く発明者資格を認めるべき）：
 - ・インセンティブ確保: AIを使った発明でも、人間側に特許を与えられるようにしないと誰もAIを活用した研究開発をしなくなる恐れがあります²⁴。AI開発者やユーザーが特許を取得できれば、AI技術への投資や活用が促進され、産業発展につながります。他方で「AIを使うと発明者になれない→特許も取れない」となると、企業はAI活用を避けたり秘匿したりするでしょう。イノベーション促進の観点からは、人間側のどこかに発明者としての権利帰属を認める必要があります⁹⁵。
 - ・実質的貢献の評価: AIがアウトプットを出すプロセスにも、人間の関与・貢献があります。AI開発者は高度なアルゴリズムやモデルを構築しており、それなくしては発明は生まれません。またAIユーザー（研究者）は適切な課題設定や結果解釈を行っており、これも創造的活動の一部です。こうした「間接的な創作貢献」を発明者資格として評価すべきとの考え方です⁸³。特にAI開発者については、政府方針にも「貢献度によっては発明者になり得ることを確認し地位を明確化」とあります⁸³。発明はチーム努力の成果でもあるので、広い意味で関与した者を共同発明者に含める柔軟解釈も必要でしょう。
- ・虚偽申告防止: 発明者不在の場合、人々は何とかして誰か人間を発明者に仕立て上げようとするインセンティブが働きます（僭称問題）⁹⁶。AIの発明でも無理に人を発明者として記名しなければ特許出願できないなら、場合によっては実際は考案していない人を名目上の発明者にする不正も起こり得ます⁹⁶。それならば、AIを使った発明はその使った人（または開発者）を発明者とみなすとルール化してしまえば、建前と実態を一致させられます。明確な基準があれば企業も発明者欄の扱いに迷わずに済むでしょう。
- ・反対意見（安易に開発者・ユーザーまで発明者に含めることへの懸念）：
 - ・真の貢献者は誰か不明瞭: 特許法の大原則は「真にその発明を着想・完成させた者」に権利を与えることです。AIが核心アイデアを生み出した場合、開発者やユーザーはそれを直接は創作していないかもしれませんが、貢献はしたとしても、それは「発明をする」という行為とは本質的に異なるとの見解があります⁹³。「道具を作った人」や「道具を使った人」を発明者としてしまうと、発明の創作行為と権利帰属の結びつきが曖昧になるという懸念です。極端な例では、AIが完全自律的に発明したのに、単に所有していただけの人が特許権を得るのは不公平との声もあります⁷⁷⁷⁸。
 - ・権利の濫用・独占の可能性: 開発者やユーザーまで何でも発明者にできるとなると、企業がAIをフル活用して大量の発明を機械的に生成・特許取得する事態も想定されます。人間が一つひとつ考案する以上のスピードで特許を量産できれば、先行者が広範な特許網を構築し市場を独占する恐れがあります。そうなると「本当に人間が考えた発明」でさえ権利行使を妨げられるケースが出かねません。創作性の低い発明にまで特許独占を与えることへの社会的コストも指摘されています。このため、発明者を広げすぎてAI生成物に濫用的な特許付与がされるのは避けるべきとの意見があります。
 - ・発明者の意義の希薄化: 人間以外にも発明者資格を容易に認めると、そもそも「誰が発明したか」という問いが無意味になりかねません。特許制度上、発明者の名誉や道徳的権利は著作権ほど重視されま

せんが、それでも発明者欄に名前が載ることは技術者にとって誇りです。それを「AI関係者ならとにかく入れておけ」的に乱用すると、**発明者の荣誉が空洞化**します。例えばAI開発に何十人も関与していたら、その全員を発明者に入れるのか？といった実務上の問題もあります。発明者が増えすぎると、逆に**誰が何をしたのか責任の所在も曖昧**になってしまうとの懸念です。

このように、**AI開発者・ユーザーを発明者と見なすことには賛否のポイント**があります。賛成側はインセンティブ設計や実務上の合理性を重視し、**反対側**は発明者概念の原則や権利乱用防止を重視しています。現在の特許制度小委員会の方向性としては、「**柔軟な解釈を検討しつつも、明確な基準作りを急がず慎重に議論**」というスタンスです²⁸。AI自律発明の場合でもAI自体は発明者にしないと明言した上で²⁹、「では誰を発明者とするか」については引き続き調査研究と議論を継続するとなっています²⁷。これはまさに、上記賛否両論のバランスをとりながら最適解を探る姿勢と言えるでしょう。

現実的には、**短期的には「最終的な創意工夫を行った人」を発明者とする現在の原則を堅持し**、徐々にAI開発者などの関与度合いをケースごとに判断していく運用になると予想されます。具体的基準については、USPTOのガイダンスのように「**発明の構想（コンセプト）を実質的に形成したのは誰か**」という観点でチェックリスト化する方法も考えられます³³。日本でも今後、特許庁や弁理士会などからガイドラインや事例集が示される可能性があります。いずれにせよ、**AI時代においても発明者の欄から人名が消えることはない**という点は、各国共通の認識として確認できます⁷³。

6. AI生成物を引用発明として扱う際の課題と提案されている解決策

引用発明（先行技術）としてAI生成物を用いる場合の課題は、大きく分けて**技術的課題**と**法的課題**があります。具体的には以下のような問題点が指摘されています。

- ・①**生成物の信頼性・再現性**: AI（特に生成系AI）は、人間にとって**有用な技術情報も大量に生成**しますが、同時に**誤情報や架空の内容**も生み出し得ます³⁶。例えば、新素材の組成データをAIが提案しても、それが実際に合成可能か、効果があるか不明な場合があります。現行の審査実務でも「**当事者がその発明を実施できる程度に具体的に開示していない文献情報は、新規性・進歩性判断の引用に用いない**」傾向があります²。AI生成物についても、**実験や実装が伴わない机上のアイデアだけでは先行技術になり得ない**との議論があります。ところがインターネット上には、AIが吐き出した玉石混交の技術情報があふれており、それらを**審査官が一律に取捨選択するのは困難**です。下手をすれば、**架空の技術を理由に本物の発明が拒絶される**という不条理が起こり得ます。これがまず技術的課題です。
- ・②**生成時点・公開日の特定**: 先行技術となり得るには、その情報が**出願日より前に公に利用可能であったこと（公知性）**を証明する必要があります。従来の論文や特許文献なら発行日が明記されていますが、AIが生成した情報は必ずしも明確な公開日時がない場合があります。例えば**SNS上で誰かがAI生成データを投稿した**として、それがいつ公知になったかを立証するのは難しいかもしれません。ブロックチェーン等でタイムスタンプを付す試みもありますが一般的ではありません。**公知日の不明確さは、先行技術としての採用を躊躇させる要因**です。また仮に生成日時が分かっても「**それ以前に誰も知らなかった**」ことを完全に証明するのは原理的に困難です。
- ・③**人間関与の有無の立証**: 先行技術として使う際に「それが人間の発明でなくAIの産物だ」という点をどう扱うかも問題です。前述の通り特許法上の「**発明**」が人の創作に限られるとすると、**AIだけが作ったものは法律上“発明”に該当しない→したがって先行“発明”にもなり得ない**という論理の穴が発生します³⁵。しかし実務的にはAI生成物も含めて判断しないと新規性喪失の漏れが生じます。この矛盾を解消するためには、**引用段階ではAI関与か否かを問わず技術情報は拾い上げる**という運用にする必要があります。ところが「**それがAIだけで作られたものか、人が関与したものか**」を審査で確認することは極めて難しく**不適切**との指摘があります⁴⁵。つまり、**立証困難なAI利用の有無を引用基**

準に含めるべきではないということです⁴⁵。この課題は、第54回委員会でも議論され、**審査基準にAI利用確認を含めない方針**が示されました⁴³。

- ・④**氾濫する情報への対処**: AIにより技術情報が**爆発的に増加**すると、審査官・審判官にとっても全てを把握するのは不可能です。検索の網を広げすぎればノイズだらけになり、狭めれば見逃しが発生します。現在でも特許審査では公開特許、非特許文献（論文等）、インターネット情報などを調査しますが、AI生成情報の大洪水にさらされれば**審査の効率・質が落ちる**懸念があります。これは技術的というより**運用上・人的リソース上の課題**です。AI自身を prior art調査に活用する動きもありますが、いたちごっこの様相です。

以上の課題に対し、**提案されている解決策（対応策）**は次のようなものです。

- ・☆**要件の明確化（実施可能性要件の導入）**: 第54回委員会でも示されたように、「引用発明と認定するための要件・基準」を明確化することが有力な解決策です⁴³。具体的には、「刊行物の記載および出願時の技術常識に照らし、当業者がその発明（物や方法）を実施できると認められること」という基準を設ける提案があります⁴³。これにより、**明らかに再現性のない情報や虚偽の内容は先行技術から除外**できます。例えばAIが出鱈目な化学式を生成しても、それが当業者にとって意味不明なら引用に使用できず整理できます。実質的には「**ある程度エビデンスが裏付けられた技術情報のみ引用する**」運用になり、現在の審査実務を明文化する形です⁴¹。この基準ができれば、課題①についてはかなり緩和されるでしょう。企業や弁理士からも「**引用には裏付け（出典）が必要**」「**実施可能性の検証が要る**」といった意見が出ており⁴¹、現場感覚にも合致します。
- ・☆**AI利用有無を基準にしない**: これは上記③の問題に対処するため、**審査・判断において「その先行技術がAI由来かどうか」を一切考慮しない**という方策です⁴⁴。実際、第54回委員会でも「**基準にAI利用の有無確認を含めない方向で進めてはどうか**」とされています⁴⁴。つまり“**技術情報**”として世に出た以上、人間作だろうがAI作だろうが関係なく扱うということです。これにより、法解釈上の矛盾（AI生成物は法的に発明でない→引用できない）を避け、**実質的な公知技術主義**を貫けます。立証も不要になるので、審査官もAIか人かを詮索する手間が省けます。今後法律を改正する場合も、例えば「この法律でいう『**発明**』にはAIのみが創作したものを含まない。ただし特許法29条に関してはこの限りでない」等の条文調整で対応可能でしょう⁴⁶⁴⁸。
- ・☆**情報源の信頼性評価**: AI生成情報であっても、その公開媒体や出典が明確で信頼できる場合があります。例えば**有名な学会やジャーナルがAI生成データを公開した**などです。そこで**審査基準や運用上、「引用する際は情報源の信頼性を勘案する」というルールを内在化させる**提案があります。現在も、匿名のブログ情報などは審査でどこまで信用するか議論がありますが、AI時代にはそれがより重要になります。**米国ではインターネット情報を引用する際のガイドラインが整備**されており、サイトの信頼性（例えば政府機関サイトか、個人のサイトか等）によって証拠力を判断する手法があります。日本でも類似の内規を設け、**AI生成らしき情報は一次ソース（論文・特許など）を確認**するよう促すことが考えられます。これにより、課題①④の一部に対応できます。ただしこれは公式には打ち出しにくいため、内々の運用として実践される可能性が高いです。
- ・☆**公開日証明の仕組み強化**: 課題②について、**デジタルデータのタイムスタンプ信頼性を高める**仕組みが提案されています。例えば、WIPOが提唱する**デジタルエビデンスの証明制度**を活用したり、情報発信プラットフォームに公開日時認証機能を持たせるなどです。日本でも電子公証やブロックチェーン公証サービスがあります。こうしたものを審査や係争で活用し、「**このAI生成技術情報は○年○月○日に確かに公開されていた**」と証明できれば、公知性判断が容易になります。将来的には、**特許庁自体がAI生成技術情報の登録データベースを運用**する可能性も議論されています（いわば先行技術のホワイトリスト／ブラックリストのようなもの）。もっとも、情報量が膨大なので実現性には課題があります。

- ・☆AI対策の国際協力: 先行技術にAI生成物を含める問題は各国共通なので、**五大特許庁（IP5）やWIPOで基準調和を図る動きも解決策の一つ**です。各国でバラバラの運用をすると、ある国では特許になったが他国ではAI情報を引用され拒絶、という差が生じます。そこで、**各国審査基準に共通ルール（例えば前述の実施可能性要件等）を導入し足並みを揃える方向が望ましい**でしょう。実際、USPTOが意見募集を行いEPOや中国がガイドラインを定めた今、これらを突き合わせて**国際協議**が行われる可能性があります。日本も積極的に提案し、**国際的ハーモナイゼーション**に貢献することが期待されます⁹⁷。

以上のような解決策により、**AI生成物による先行技術の扱いも徐々に制度に組み込まれていく**と考えられます。特許庁提案の「**当業者がその物を作れること**」という要件は、**委員会でも肯定的な意見が多く見られました**⁴¹。また**AI利用確認を基準に入れないことも妥当**との声が多いです⁴⁵。残る細かな論点は審査基準改訂や審査ハンドブックでフォローすることになるでしょう。重要なのは、**こうした対策を講じて、新規性・進歩性判断における基本原則（新しい技術には特許を与え、既知または自明なものには与えない）を逸脱しないこと**です⁴⁰。提案されている解決策はいずれもこの原則を維持しつつ、AI時代の**証明負担や情報精査の現実性に配慮したもの**と言えます。今後、実際の審査運用や裁判例を通じてこれらの基準が洗練されていくでしょう。

7. 委員会での今後のスケジュール、法改正の見通しと日本産業界への影響

今後の議論スケジュール: 第54回小委員会（2025年6月）で基本方針案が示されたことにより、**本議題は具体策の検討フェーズ**に入ります。次回の委員会は**2025年夏以降**に開催予定で、各論点の詳細や条文案、ガイドライン案など「**本格的な検討**」が行われる見込みです⁶⁹。2025年度中に小委員会としての取りまとめや報告書が作成される可能性があります。その後、産業構造審議会 知的財産分科会全体の了承を経て、**特許法改正案の方向性が固まる**でしょう。

法改正の見通し: 実際の特許法改正時期としては、**早ければ2026年の通常国会に改正案提出が考えられます**。2025年度中に議論集約→2026年法案提出・成立→2027年施行、というタイムラインが一つのシナリオです。特許庁も「**法改正も視野に検討**」と述べています⁹⁸。もっとも、論点によっては**法律ではなく運用やガイドラインで対応するものもある**でしょう。例えば「**発明の定義**」や「**発明者の明文化**」は法律事項ですが、「**引用発明の基準**」は**審査基準改訂**で対処可能です。したがって、一括で法改正するというより**段階的に整備**されるかもしれません。実際、第54回でも「**他制度（意匠法等）も関連するので注意**」との留意事項があり^{17 34}、知財分野全体の調整を要する部分もあります。仮に2026年改正を目指すなら、2025年末～2026年初にパブリックコメントや要綱案作成が行われるでしょう。法改正事項として予想されるのは、**(a)発明者の定義条項新設または関連条文改正、(b)特許法2条の「発明」定義の補足（人間関与を前提とする旨の明記?）、(c)29条との整合規定**などです⁴⁶。特に発明者の定義明記は「**まずは明文化すべき**」との意見も委員会に出ており⁹⁹、実現可能性が高いです。

日本の産業界への影響予測: これらの制度見直しは、日本企業の研究開発と知財戦略に大きな影響を与えます。ポジティブな影響としては、「**AIを使った発明でも確実に特許化できる**」との安心感が広がり、企業がAI技術を積極導入しやすくなるでしょう。例えば製薬企業が創薬AIで新化合物を探索する、製造業が生成AIで新設計を試す、といった取り組みに拍車がかかると期待されます。**特許取得の予見可能性向上**は、R&D投資の後押しになります^{100 101}。また、**AI開発者も評価され発明者に加わり得るとなれば**、社内のAIエンジニアの士気向上や人材確保にもつながるでしょう。実際に政府の知財計画でも**AI開発者の地位明確化**が掲げられており⁸³、これは企業内での発明貢献者の評価制度にも影響するかもしれません。

一方、留意すべき影響もあります。**AIを活用する企業とそうでない企業の間で、知財取得力に差が出る**可能性があります。大企業は資金力でAIを導入し大量の発明を創出できる一方、中小企業は追従が難しいかもしれません。特許制度がAI活用を推奨すればするほど、**知財格差が拡大**しうる点には配慮が必要です。また、**特許出願件数の増加**も予想されます。AI支援でアイデアを量産できれば、その分出願も増えるでしょう。特許庁の審査負荷

が高まり、審査遅延の懸念があります。現在特許審査は「世界最速」を達成していますが¹⁰²、AI時代の出願増に対応するには審査体制の強化やAIによる審査補助の導入も不可欠です。

さらに、**企業の防御戦略**も変化します。AI生成の先行技術を理由に特許が拒絶される事態に備え、企業は**自社でAIが出したアイデアも積極的に公開するか、逆に秘密管理するか**の判断を迫られるでしょう。特許にならないと判断したAIアウトプットは、早めにオープンデータ化して他社特許をブロックする「ディスクロージャー戦略」も考えられます。一方で有望なものは出願に結び付ける。この**公開と秘匿のマネジメント**がよりシビアになります。

全体として、日本の産業界にとってこの見直しは「**リスクよりチャンスが大きい**」と考えられます。明確なルールが整えば、企業は安心してAI技術を取り入れ、知財取得に活用できます。**日本企業は製造業を中心に優れた技術力**がありますが、AI活用では米中に後れを取るとの指摘もあります。しかし特許制度がAI活用を後押しすれば、国内企業の巻き返しや国際競争力強化につながる可能性があります。逆に見直しが遅ければ、**海外で他社に先に権利を押さえられるリスク**もあります。産業界にとって、知財制度の迅速な対応は競争環境を左右する重要因といえます。

8. 総合評価：日本の知財戦略上の重要性、残された課題、国際競争力への影響

以上の調査結果を統合すると、**AIを活用した発明に対応する特許制度の見直しは、日本の知的財産戦略上きわめて重要なテーマ**です。その重要性は以下の点に集約されます。

- **知財制度の適応力が問われる**：AI技術の進歩は従来の知財制度の前提を揺さぶっています。**日本の特許制度がこの変化に迅速かつ柔軟に適応できるかは**、知財立国としての力量を示す試金石となります。立法的対応を怠れば、せっかくの発明が保護されずイノベーションを阻害する恐れがあります²³
⁵⁰。知財は国の競争力の源泉であり、**制度のモダンイズ（現代化）**は必須です。
- **「人間中心主義」と「技術革新促進」の両立**：特許法の基本理念である「**発明の奨励**」「**産業の発達**」⁶を改めて実現するには、AI時代に合わせた再解釈が必要です。日本は今回、**人間中心主義（自然人発明者原則）を維持しつつもAIを積極活用できる制度**を目指しています⁶⁵。このバランス感覚は極めて重要で、**倫理や社会受容性を確保しながら技術革新を促す**というモデルケースになり得ます。他国も同様の課題に直面しており、日本の対応は国際的にも注目されるでしょう。
- **残された課題**：一方で、依然として**未解決の論点や今後の課題**も存在します。主なものを挙げると：
 - **AI自律発明への将来的対応**：現時点では「遠い未来」とされた**AI完全自律発明**ですが、技術の進歩は予測を超える可能性があります。将来、本当に**人間関与ゼロの発明**が現れたとき、それを特許で保護すべきか否かという根源的問題が残ります¹⁰³。知財高裁判決も「広範な議論を踏まえた立法的対応が必要」と言及しており⁵⁴、この課題は知財政策コミュニティで継続的に検討すべきでしょう。例えば**AIが製薬研究ですべてを自律的に行い新薬を発見**した場合、その莫大な投資をした企業に特許を与えないのは公平か、といった問題です。現行では発明者不在で特許不可ですが、それで良いのか議論の余地があります。
 - **発明者の概念拡張の限界**：AI開発者や利用者を発明者に含める柔軟解釈を進めるとして、**その範囲をどこまで認めるか**という線引きも課題です。場合によっては**発明の着想にほとんど関与しない人まで権利者になりうる**リスクがあり、特許権の共有関係が複雑化します。共有特許は権利行使が煩雑になるため、発明者を増やしすぎると特許の価値が下がる場合もあります。このため**ガイドラインやケース集で細かな指標**（例えば発明の技術的特徴部分への寄与度〇%以上など）を示す必要が出てくるかもしれません。実務で揉まれつつ、その限界点を探ることになるでしょう。

- ・**他制度との整合:** 特許制度だけでなく、**著作権制度や意匠制度**でも生成AIへの対応が議論されています。例えば著作権分野では「AIが作曲した曲に著作権は発生しない」との方向で文化庁が整理しています。一方、特許ではAI生成物でも人が評価すれば発明として保護しようとしています⁸⁴。この違いについて、社会に分かりやすい説明が必要です。**なぜ音楽はだめで発明はよいのか**など疑問も出するため、知財制度全体の整合性・理念についても議論を深めていく課題があります。
- ・**審査・運用リソース:** 制度改正後、それを実行する**審査官・審判官・知財高裁の体制整備**も不可欠です。AI関連発明の専門知識を持つ人材育成や、AIを活用した先行技術検索ツールの導入など、**実務インフラの強化**が課題です。特に審査官はAIボリュームへの対応で業務負荷が増す可能性があり、AIアシスタントの導入など省力化策も検討すべきでしょう。
- ・**国際競争力への影響:** 最後に、本件の国際競争力への影響です。**知的財産制度は国際競争力の重要な構成要素**です。日本がAI関連の知財ルール整備で主導権を取れば、**自国企業に有利な国際ルール形成**につながれる可能性があります。例えば、国際特許出願（PCT）手続においてAI関連発明の取り扱い標準を提案するなど、日本が議論をリードできる場面もあるでしょう。逆に対応が遅れると、**海外標準に追従するだけ**になり、日本企業が不利益を被ることも考えられます。現在、米中欧が精力的にAIと知財の研究・政策立案を進めています。日本がこの流れに遅れず、むしろ「**人間とAIの協働によるイノベーションを促進する知財制度モデル**」を示せれば、**国際的評価も高まる**でしょう。知財戦略は国家戦略の一部であり、AIという新局面で他国に先んじた整備を行うことは、日本の技術力・知財力のアピールにもなります。

総合すれば、**AI時代に対応した特許制度の見直しは、制度の整合性維持とイノベーション促進を両立させる繊細な舵取り**ですが、日本はこの難題に正面から取り組もうとしています。「**人が関与する限り保護する、AI自体には権利を与えない**」という方針は、人間の創造性を核としつつAI技術も包摂する現実的解決策として評価できます^{6 25}。残る課題もありますが、議論は着実に進展しており、今後数年で具体的な法制度として結実する見通しです。これにより、日本企業は安心してAIを活用した開発に邁進でき、世界的な技術競争でも優位性を保てるでしょう。引き続き、国内外の動向を注視しつつ、日本発の知財ルール形成に向けオールジャパンで取り組んでいくことが肝要です。^{54 73}

参考資料:

- ・特許庁: 産業構造審議会 知的財産分科会 第54回特許制度小委員会 資料1「特許制度に関する検討課題について」(2025年6月4日)^{4 5 27} 他
- ・特許庁: 同 第53回特許制度小委員会 資料1(2025年4月22日)^{58 60}
- ・知的財産戦略本部: 知的財産推進計画2023/2024関連資料⁸³
- ・裁判例: **東京地裁・知財高裁 DABUS事件判決**(東京地裁令和5年5月16日・知財高裁令和6年1月30日) 判旨^{91 26}
- ・米国: USPTOガイダンス(2023年)等³³; CAFC判決 Thaler v. Vidal(2022)
- ・英国: 英国最高裁判決 Thaler v. Comptroller(2023年12月20日) 判示^{76 77}
- ・中国: 中国国家知識産権局 ガイドライン(2024年12月)⁷⁰
- ・日本弁理士会: 「AIは発明者になれませんが発明として認められます」(JPAA四国会コラム, 2023年)⁸⁵; 「AI関連発明の発明者」(中山一郎, パテント2021年 別冊) 他⁸⁸
- ・その他: Jones Day法律事務所「東京地裁、AIシステムは発明者になれないと判断」(2024年6月)^{91 26}; DLA Piper法律事務所「中国のAI関連発明ガイドライン発行」(2025年2月)⁷⁰; 織研新聞「特許庁、AI活用の発明で法整備を検討」(2025年6月5日)^{1 31}; よろず知財コンサルティングブログ「第53回特許制度小委員会」(2025年4月23日)^{14 15} 等。

2 4 5 6 7 8 9 10 11 12 16 17 18 19 20 23 24 25 27 28 29 32 33 34 35 36 37 38 39

40 41 43 44 45 46 47 48 49 50 64 67 68 84 93 95 96 97 100 101 103 [jpo.go.jp](https://www.jpo.go.jp)

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/54-shiryuu/01.pdf

13 14 15 57 58 61 62 63 65 66 第53回特許制度小委員会

<https://yoroziupsc.com/blog/53>

21 22 54 56 [jpo.go.jp](https://www.jpo.go.jp)

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_052.pdf

26 51 52 53 91 94 東京地方裁判所、AIシステムは日本の特許法上発明者になることができないと判断 | インサイト | Jones Day

<https://www.jonesday.com/ja/insights/2024/06/tokyo-court-holds-ai-system-cannot-be-inventor-under-patent-law>

59 60 [jpo.go.jp](https://www.jpo.go.jp)

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryuu/01.pdf

70 73 79 80 81 China Releases Guidelines for AI Related invention patent applications | DLA Piper

<https://www.dlapiper.com/en/insights/publications/2025/02/china-releases-guidelines-for-ai-related-invention-patent-applications>

71 75 76 77 78 UK Supreme Court Rules Against AI Inventorship of Patents | White & Case LLP

<https://www.whitecase.com/insight-our-thinking/uk-supreme-court-rules-against-ai-inventorship-patents>

72 J 0008/20 (Designation of inventor/DABUS) 21-12-2021 | epo.org

<https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1>

74 UK Court of Appeal rules AI is not an inventor

<https://www.technologylawdispatch.com/2021/09/in-the-courts/uk-court-of-appeal-rules-ai-is-not-an-inventor/>

82 98 102 DX時代にふさわしい産業財産権制度の構築 (2025年1月23日 No.3668) | 週刊 経団連タイムス

https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2025/0123_08.html

83 [meti.go.jp](https://www.meti.go.jp)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/026_04_00.pdf

85 AIは発明者になれませんが発明として認められます | 知財コラム

<https://jpaa-shikoku.jp/column/2025/04151129.html>

86 生成AIの登場で創作過程の詳細記録が必須に、AI発明では「入力」と ...

<https://monoist.itmedia.co.jp/mn/articles/2308/16/news076.html>

87 ASCII.jp: 「生成AIと発明（特許権）は相性が良い」 知財の専門家

<https://ascii.jp/elem/000/004/214/4214162/>

88 [PDF] AI を利活用した創作の 特許法上の保護の在り方に関する調査研究 ...

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai_protection_chousa/zentai.pdf

89 AI 関連発明の発明者 - J-Stage

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/74/26/74_49/_pdf/-char/ja

90 [PDF] 人工知能（AI）と弁理士業務

https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201701/jpaapatent201701_098-104.pdf

92 AIを共同発明者として認めることの意義と可能性

<https://vision00.jp/column/9683/>